

# 青森県報

第二千六百五十二号

平成十八年  
七月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県立美術館条例の施行期日を定める規則……………(県立美術館  
開館準備室) …… 一

### 告 示

道路の供用の開始……………(道 路 課) …… 一

### 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) …… 二

### 教育委員会

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則……………(県立学校課) …… 二

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) …… 二

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 ) …… 三

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( 同 ) …… 三

### 公安委員会

指定講習機関の指定……………(運転免許課) …… 四

## 規 則

青森県立美術館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十九号

青森県立美術館条例の施行期日を定める規則

青森県立美術館条例(平成十七年十月青森県条例第六十九号)の施行期日は、平成十八年七月十三日とする。

## 告 示

青森県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年八月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 弘前柏線	弘前市大字三和字川合四七の一から 弘前市大字三和字川合二〇の一まで	平成一八・七・三

## 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十八年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十八年七月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

### 教育委員会

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十二日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則（昭和三十六年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「人事委員会規則第十八条第二項に定める休暇簿（以下「休暇簿」という。）に」及び「添え、」を削る。

第十一条中「及び休暇簿」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
自由民主党風間浦村支部	山本 勉	宮古勝利	下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦二六の八	平成一六・六・一

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
工藤祥三後援会	太田英世	工藤節子	青森市中央三丁目二の一五	平成一六・六・一
幸せ感じる黒石をつくる市民の会	福士幸雄	八木橋 謙一	黒石市大字飛内字飛内四一	一六・六・二
市政改革市民会議	三上初雄	前田俊美	五所川原市字一ツ谷五三六の二六	一六・六・五
今井たかし後援会	佐藤武喜	寺口廣光	黒石市追子野木一丁目二二四の一	一六・六・六
千葉健一郎後援会	北村岩男	坂本順一	三戸郡田子町大字田子字清水頭三七の一	一六・六・七
山谷仁後援会	丹代春吉	今 輝義	つがる市森田町上相野浪風四八の一	一六・六・八
一戸ふみお後援会	加藤正昭	加藤正昭	青森市港町二丁目二二の一九	一六・六・三
松相会	町田元治	中田 美保子	弘前市大字品川町三六の二	一六・六・三

農業を躍進する会	館山清志	土岐芳章	五所川原市字一ツ谷五三六の二六	一六・六・三
のりお後援会	関 晴民	米谷伸一	青森市富田一丁目三〇の二七	一六・六・三
里村誠悦後援会	三浦国男	三上康隆	青森市幸畑一丁目八の三	一六・六・三
横山北斗後援会 ・東郡会	杉谷和穂	藤田 あゆみ	青森市松原三丁目一五の二五	一六・六・六
渡部伸広後援会	渡部伸広	渡部美津雄	青森市大字羽白字沢田六五四の二九	一六・六・三

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 日
自由民主党六戸町支部	主たる事務所の所在地	上北郡六戸町大字上北郡六戸町大字の八	上北郡六戸町大字の一九	平成一六・六・一
自由民主党五所川原市支部	代 表 者	木村 清一	平山 誠敏	一六・六・八
自由民主党青森県電気通信支部	代 表 者	須郷 政義	荻津 哲夫	一六・六・五
	会計責任者	小山内 剛	敦賀 雄幸	

政党以外の政治団体

自由民主党青森県自動車整備支部	会計責任者	河村 雄一	葛西 剛	一六・六・三
-----------------	-------	-------	------	--------

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 日
下田保夫後援会	代 表 者	中里 廣	佐々木 勝良	平成一六・六・九
佐々木誠造後援会	代 表 者	蝦名 文昭	千代島 辰夫	一六・六・四
越後賢司後援会	主たる事務所の所在地	八戸市大字白銀町字三島上三〇の三	八戸市白銀一丁目六の一	一六・六・五
工藤光志後援会	会計責任者	工藤 夕工子	斉藤 喜代彦	一六・六・六
青森県不動産政治連盟	代 表 者	葛西 重明	村井 昭夫	一六・六・九
青森県不動産政治連盟	代 表 者	安田 勝位	葛西 重明	一六・六・九
青森県自動車整備政治連盟	会計責任者	河村 雄一	葛西 剛	一六・六・三
三上誠三後援会	代 表 者	黒滝 久治	石岡 裕	一六・六・三

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
三浦義雄後援会	昭和五九・六一九	平成二八・六・五
加藤新吉後援会	平成二八・五・三	一八・六・三
あすの常盤を語る会	一八・六・一六	一八・六・二〇
津島恭一黒石後援会	一八・五・二六	一八・六・二九

# 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八八条の四第一項の規定により次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年七月十二日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 名称 株式会社むつ自動車学校
  - 2 住所 青森県むつ市海老川町二番六五号
  - 3 代表者の氏名 瀧崎正明
- 二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
  - 1 事務所の名称 むつ自動車学校
  - 2 事務所の所在地 青森県むつ市海老川町二番六五号
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習
- 四 指定を行った年月日 平成十八年六月二十八日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭